

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月

原子力規制庁

1. 施設の種類

製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料物質及び核原料物質の使用施設等、事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第5号及び第6号）

2. 施設の特性

- ・ 核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物を取り扱っている。
- ・ 原子力施設で防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法（注）において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置（防護区域等の設定、出入管理、監視装置の設置、見張り人の巡視等）等を講ずべきことが義務付けられている。

（注）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第16号）

3. 安全確保の留意点

- （1）事業者等及び受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置等を遵守するとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。
- （2）原子炉等規制法に基づく防護対象特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、（1）に加え、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実に行うとともに、特に以下の点について徹底すること。
 - ①原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との平素からの緊密な情報交換
 - ②武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認
 - ③防護区域等の巡視及び監視の実施
 - ④防護区域等への人の出入管理
 - ⑤核物質防護設備の点検及び整備
 - ⑥特定核燃料物質の管理
 - ⑦その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備
- （3）訓練等を通じ、平時から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。
- （4）施設及び設備の監視を徹底すること。
- （5）平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- （6）国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

(7) 事業者等から運搬を委託された者は、危険時の措置、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を順守すること。特に、核燃料物質等の盗取や妨害破壊行為を防止する観点から、特に以下の点に留意すること。

① 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認

4. 所管省庁の連絡先

原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課

電話 03-5114-2121

FAX 03-5114-2183

原子力規制庁原子力規制企画課

電話 03-5114-2109

FAX 03-5114-2177